平成２６年（再イ）第３号

岐阜県揖斐郡揖斐川町谷汲長瀬1793番地15

再生債務者　ＭＫシステムこと　香田　健志

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月18日　岐阜地方裁判所大垣支部

平成２６年（再イ）第７号

静岡県富士宮市大岩795番地の１　アルストロメリア107

再生債務者　原　　浩康

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月18日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２６年（再イ）第９号

静岡県富士市今泉６丁目９番25号

再生債務者　渡邉　　創

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月18日

静岡地方裁判所富士支部破産係

平成２６年（再イ）第１８号

兵庫県伊丹市荒牧７丁目７番20―208号

再生債務者　西　　和久

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成26年９月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成26年９月18日　神戸地方裁判所伊丹支部

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部公告第11号

越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業に係る下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第１項の規定により通知する換地処分の通知については、送付すべき場所を確知することができなかったため、同法第133条第１項の規定により、その内容を下記のとおり公告する。

平成26年10月２日

越谷都市計画事業越谷レイクタウン特定土地区画整理事業

施行者　独立行政法人都市再生機構

首都圏ニュータウン本部

埼玉地域担当推進役　西村　慎司

記

権利者氏名　株式会社エー・エッチ・ワイ

権利者住所　東京都世田谷区代田一丁目35番14号

従前の土地

所　在　越谷市大成町三丁目88番１

地　目　宅地

登記簿地積　40.54㎡

基準地積　40.57㎡

権利価額　4,541,958円

換地処分後の土地

街区番号　20

所　在　レイクタウン一丁目24番１

地　目　宅地

地　積　34.20㎡

権利価額　4,540,938円

清算金額　1,020円（交付）

権利者氏名　麦塚上手農事実行組合

権利者住所　越谷市川柳町三丁目204番地１

従前の土地

所　在　越谷市川柳町六丁目91番２

地　目　公衆用道路

登記簿地積　162㎡

基準地積　162.13㎡

権利価額　1,192,992円

清算金額　1,192,992円（交付）

権利者氏名　浅倉禅蔵

権利者住所　南埼玉郡大相模村大字東方98番地

従前の土地

所　在　越谷市川柳町六丁目198番１

地　目　田

登記簿地積　537㎡

基準地積　537.42㎡

権利価額　44,638,974円

換地処分後の土地

街区番号　457

所　在　レイクタウン八丁目12番１

地　目　宅地

地　積　225.92㎡

権利価額　44,990,976円

清算金額　352,002円（徴収）

権利者氏名　吉田龍化

権利者住所　東京都足立区関原一丁目６番９号

従前の土地

所　在　越谷市川柳町六丁目20番

地　目　田

登記簿地積　834㎡

基準地積　834.65㎡

権利価額　55,767,990円

換地処分後の土地

街区番号　65

所　在　レイクタウン七丁目５番３

地　目　宅地

地　積　416.15㎡

権利価額　55,764,012円

清算金額　3,978円（交付）

権利者氏名　下島博雄

権利者住所　東京都台東区浅草橋三丁目14番２号

従前の土地

所　在　越谷市川柳町六丁目304番１

地　目　田

登記簿地積　174㎡

基準地積　174.14㎡

権利価額　12,989,598円

換地処分後の土地

街区番号　92

所　在　レイクタウン七丁目11番16

地　目　宅地

地　積　150.06㎡

権利価額　19,690,794円

清算金額　6,701,196円（徴収）

（教示）

1　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に国土交通大臣に審査請求をすることができます。（審査請求の記載事項は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第15条に規定されています。）

2　この通知に係る処分について不服があるときは、この通知があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に独立行政法人都市再生機構を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

以　上

企業年金基金変更公告

東海ゴム工業企業年金基金の名称に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により、次のとおり公告する。

1．新基金の名称　住友理工企業年金基金

2．旧基金の名称　東海ゴム工業企業年金基金

3．変更年月日　平成26年10月１日

平成26年10月２日

愛知県小牧市東三丁目１番地

住友理工企業年金基金

理事長　山田　純一

行旅死亡人

1．本籍・住所・氏名不詳、生前に尾崎順子、昭和25年４月13日生と称していた年齢60歳代の女性

上記の者は、平成26年１月16日午後10時10分、千葉市中央区椿森４丁目１番２号千葉医療センターで入院中のところ死亡しました

2．本籍・住所・氏名不詳、生前に国本正夫、昭和32年４月26日生と称していた年齢50歳代の男性

上記の者は、平成26年７月21日午前５時43分、千葉市中央区仁戸名町666番地２千葉県がんセンターで入院中のところ死亡しました。

上記２件、身元不明につき遺体は火葬に付し、遺骨は保管しています。心当たりの方は、千葉市中央保健福祉センター社会援護第二課まで申し出てください。

平成26年10月２日

千葉県　　千葉市長　熊谷　俊人